

八街市いじめ防止基本方針



令和3年4月

八 街 市

目 次

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項・・・・・・・・・・ 1

- 1 策定の意義
- 2 いじめの定義
- 3 定義に基づくいじめの判断
- 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
- 5 法及び条例が規定するいじめ防止等への組織対応

第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項・・・・・・・・・・ 2

- 1 市（教育委員会を含む）が実施すべき施策
 - (1) すべての教育活動を通じた心の教育の充実
 - (2) 「学校いじめ防止基本方針」によるいじめ防止等の推進
 - (3) 研修の機会の充実
 - (4) いじめに係る相談を行うことができる体制づくり
- 2 学校における取組
 - (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
 - (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - (3) 体制整備と校内研修等の充実
 - (4) いじめの未然防止
 - (5) いじめの早期発見
 - (6) いじめを認知した場合の措置
- 3 保護者の役割
- 4 市民の役割
- 5 重大事態への対処
 - (1) 学校の設置者又は学校による調査
 - (2) 教育委員会または学校による調査
 - (3) 重大事態の報告を受けた市長による再調査等

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・・・ 6

- 1 市基本方針の見直しの検討
- 2 学校の基本方針と校内組織

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 制定の意義

いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的な人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

八街市（以下「市」という。）は、いじめのない社会の実現に向けて、児童生徒の尊厳を保持するとともに、市立小中学校（以下「学校」という。）、家庭、地域、市その他の関係機関の連携のもと、実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条や千葉県いじめ防止基本方針の規定に基づき、市におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめ防止等」という。）の基本的な方針を示すものとして、「八街市いじめ防止基本方針（以下、「市基本方針」という。）を定める。

すべての児童生徒が「いじめは絶対に許されない」と正しく認識すること、いじめへの対処を理解し行動できる力を身に付けることが、「誰もがいじめの当事者となることのない環境を整える」ための中核をなすものである。そして、いじめの防止等ための対策は、いじめを受けた児童生徒や助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが重要である。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、法第2条により児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 定義に基づくいじめの判断

千葉県のいじめの状況を鑑みて、いじめ問題への対応は未然防止とともに早期発見、早期の適切な対応が重要であることから、認知件数が多いことを過大に問題視せず、積極的にいじめを認知し、解消することが重要である。

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立ってする。
- (2) 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。
- (3) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法22条「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」）を活用して行う。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

市は、県と相互に連携して児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組を通じて「いじめは決して許されない」ことの理解を促す継続的な指導を推進する。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめを受けた児童生徒や助けようとした児童生徒を徹底して守り抜くために、学校は組織として対応し、家庭、教育委員会等と連絡を密にし、必要に応じて警察など関係期間と速やかに連携を図ることが重要である。

5 法及び条例が規定するいじめ防止等への組織的対応

(1) 八街市いじめ防止基本方針の策定

市は、法第12条（地方いじめ防止基本方針）の規定に基づき、本市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために市基本方針を策定する。

(2) 八街市いじめ問題対策連絡協議会

いじめ防止などの対策を関係機関や関係団体と連携して推進するため、法第14条1項の規定に基づき、「八街市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。連絡協議会の構成員は、学校関係者、教育委員会、警察関係者、市役所安全安心担当官、民生委員児童委員、学識関係者その他の関係者で構成するものである。

(3) 八街市いじめ対策調査会

市教育委員会、法第14条3項に基づき、いじめ防止等のための対策を実効的に行うために、「八街市いじめ対策調査会」（以下「調査会」）を設置する。調査会の構成員は、いじめの状況等に応じて、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門職等で構成する。

第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

1 市（教育委員会を含む）が実施すべき施策

(1) すべての教育活動を通じた心の教育の充実

児童生徒の自己肯定感を高め、互いの人格を尊重し合える態度の育成を図るため、学校の教育活動全体で行われる道徳教育や、児童生徒が学級活動や児童会・生徒会活動で自主的に行う、いじめ防止等のための活動を支援する。

なお、直接的にいじめ防止を目的とする活動だけでなく、八街市幼小中高連携教育における「連携共通6項目」や小・中学生の交流授業等も含む。これらの活動は、児童生徒の

自尊感情の醸成に資するものであり、互いの人格を尊重し合える態度の育成につながるものである。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」によるいじめ防止等の推進

学校いじめ防止基本方針による、いじめ防止等の取組を行ううえでの課題等について、学校訪問や学校の研修会等において、教育委員会が具体的、実践的な指導等を行う。

(3) 研修の機会の充実

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上を図る。教育委員会は各学校のいじめ調査の結果を分析し、学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を図る。

(4) いじめに係る相談を行うことができる体制づくり

児童生徒及び保護者、市民に対して、随時相談を受け入れる体制を整える。また、教育委員会は、学校からの要請に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の派遣を行い、学校や保護者等に適切な助言をする。

2 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、自校の実情に応じて、いじめの未然防止、早期発見、早期対応などについて具体的、実践的な対策を講じるために、学校いじめ防止基本方針を定める。

また、学校いじめ防止基本方針については、学校の生徒指導の全体計画の中に適切に位置付けるほか、児童生徒、保護者、地域に対しても積極的に公表し、その理解を得るよう努める。

(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

学校は、法第22条の規定に基づき、いじめ防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うために、管理職、生徒指導主事、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭等からなる校内組織を置く。また、必要に応じて、スクールカウンセラー等の専門知識を有する外部人材も構成員に含める。

(3) 体制整備と校内研修等の充実

いじめは、教職員が気付きにくい形で行われていることに留意し、児童生徒のわずかな変化やいじめの兆候を見逃さないよう教職員間の情報共有を密にしながら、早い段階から積極的にいじめを認知するための体制づくりを行うとともに、いじめ防止等についての研修等の充実を図る。

(4) いじめの未然防止

「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは決して許さない」という意識を教職員はもちろん、児童生徒にも徹底し、いじめを許さない学校・学級づくりを進めていかなければならない。そのためには、いじめ防止等に係る教職員一人一人の意識やいじめ対応のスキルを高めるような研修の実施や、児童生徒が「安心・安全な学校」に向けて主体

的に取り組むような手立てを講ずることが不可欠である。

(5) いじめの早期発見

いじめは「どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものであること」、そして、「誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであること」という考え方を踏まえ、いじめを早期に発見し、長期化、深刻化、複雑化させないようにする取組を進めなければならない。そのために、定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、児童生徒や保護者が相談しやすい体制を整え、丁寧に児童生徒の状況を把握したり、児童生徒や保護者との信頼関係を日常的に築いたりすることが不可欠である。

(6) いじめを認知した場合の措置

- ① いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒を第一に守る。
- ② いじめを認知した場合は、特定の職員が抱え込むことなく、速やかに情報を共有し、事実確認や初期対応を組織的に行うとともに、その内容を教育委員会に報告する。
- ③ いじめの解決及び再発防止に向け、いじめを受けた児童生徒とその保護者、いじめを行った児童生徒とその保護者への対応に、真摯に取り組む。
- ④ 関係児童生徒や保護者への支援、指導及び助言は、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門知識を有する者の協力を得ながら、教育的な配慮にも基づいて継続的に行うとともに、いじめを受けた側と行った側との間で争いが生じることがないように、当該事案に関する情報共有が適切に行われるよう必要な措置を講ずる。
- ⑤ いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合には、警察署と連携するなどして対応すると同時に、教育委員会に報告する。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められるときは、直ちに警察に通報し、適切に対処する。

3 保護者の役割

- (1) 保護者は、児童生徒の教育に第一義的な責任があることを認識し、子どもに対し、いじめは許されない行為であることを理解させるよう努める。
- (2) 保護者は、子どもがいじめを受けていると思われるときは、適切にいじめから保護する。日常的に子どもと向き合うことを大切にし、子どもが安心して話のできる親子関係を築くとともに、子どもの些細な変化を見逃さないよう努める。気になることがある場合は、学校又は教育委員会に相談する。
- (3) 保護者は、市・学校が講ずるいじめ防止等のための対策に協力するよう努める。

4 市民の役割

- (1) 市民は、地域の子どものふれあいや交流を通して子どもに関心をもち、子どもの表情や言動を見守る。気になることがあれば、声掛けや学校等へ連絡する。
- (2) 市民は、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認めた場合には、学校、教

育委員会又は関係機関等に情報を提供するよう努める。

(3) 市民は、市、学校が行ういじめ防止等のための対策に協力するよう努める。

5 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

重大事態とは（法第28条1項）

①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例えば、

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。

(2) 教育委員会または学校による調査

①学校は、重大事態が発生したときは、その旨を教育委員会に報告する。教育委員会はこれを市長に報告する（法第30条1項）。教育委員会は、学校からの報告を受け、その調査を行う主体やどのような調査組織にするかについて判断する。

②教育委員会又は学校は、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための公平・中立な調査を実施する（法第28条1項）。

③教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし（法第28条2項）、提供に当たっては他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等、適切な方法で提供する。

④教育委員会は、学校が調査を行うときは、必要な指導、助言又は支援を行う（法第28条3項）。

⑤教育委員会又は学校は、法第28条1項の規定による調査の結果について、市長に報告する。

(3) 重大事態の報告を受けた市長の再調査等

①市長は、法第28条1項の規定により、教育委員会又は学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により再調査を行う（法第30条2項）。

- ②再調査においても、当該児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を提供するに当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- ③市長は、教育委員会又は学校が行った調査の結果について再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する（法第30条3項）。
- ④市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる（法第30条5項）。

第3 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

1 市基本方針見直しの検討

市は、いじめ防止等に関する施策や学校の取組、重大事態の対処等、市基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行うなど、必要な措置を講じる。

2 学校の基本方針と校内組織

教育委員会は、学校におけるいじめ防止基本方針及び校内組織について、見直し等が必要な場合は、指導・助言を行う。